

めばえ保育園 重要事項説明書

2025.4.1

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人育慈会
所 在 地	山口市矢原887番6
電 話 番 号	083 — 928 — 6278
代 表 者 氏 名	理事長 福永 朱美

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	めばえ 保育園
施 設 の 所 在 地	山口市矢原887番6
連 絡 先	電 話 番 号 083 — 928 — 6278 F A X 083 — 922 — 7037
管 理 者	園 長 井上 守
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする 小学校就学前児童
利 用 定 員	2号認定 3歳児 28人 4歳児 28人 5歳児 28人 3号認定 0歳児 18人 1歳児 23人 2歳児 25人
開 設 年 月 日	平成 19 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	6250005001426

3 保育目標・運営方針

<保育理念> すべての子どもに平等に、養護と教育が一体となって豊かな人間性と生きる力の基礎を育成する。 <保育目標> ○ありのままを受容し、巣立ちゆく可能性を見つめ、子どもの未来をつなぐ。 ・自主性のある子ども ・思いやりのある子ども ・明るく元気な子ども <保育方針> ○子どもが健康・安全に生活できる環境を常に心がけ、安定感を持って自己を充分に発揮できるようにし、心身の諸活動が健全で調和のとれた発達をはかる。 ○子ども達一人ひとりが、「園の主人公」と、実感できる保育を目指す。 ○さまざまな体験を通して、自信を持って生きる力を養う。 ○家庭や地域社会との連携のもと、保護者支援や地域の子育て家庭に対する支援等社会的役割を果たす。 ○子どもの憧れの気持ちを育て、子ども同士でお互いに育ちあう環境をつくる。 <目指す子ども像> ・挨拶ができる ・順番が守れる ・物の貸し借りができる ・「ありがとう」「ごめんなさい」が言える ・片付けができる ・人の話を聞く ・自分の言葉で話す ・自分の考えで行動する ・物を大切にする

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2483.98	m ²
	園庭	640.00	m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート2階建て 造	
	延べ床面積	1250.46	m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考	
乳児室	2室	さくらんぼ (0歳児)	いちご (0～1歳児)
ほふく室	1室	みかん (満1歳児)	
保育室	6室	ぶどう・もも (満2歳児)	そら組 (満3歳児)
		ほし組 (満4歳児)	つき組 (満5歳児)
		保育室 (3、4、5歳児プレイルーム)	
ランチルーム	1室	おひさまルーム	
調理室	1室		
子育て支援センター	1室	ぐるんぱ	
一時保育室	1室	にじ組	

5 職員の設置状況

職 種	職務内容	員数	常勤	非常勤
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1名	1名	
主任保育士	主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し保育内容について他の保育士を統括する。	1名	1名	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	33名	27名	6名
保育補助者	保育士の職務を助ける。	1名	0名	1名
事務職員	当園の事務を行う。	3名		
管理栄養士・栄養士	利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。	3名	2名	1名
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	1名	1名	

※ 本園では、「山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月29日山口市条例第29号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

勤務時間	勤務体系
7:00～8:00	保育士3名(園児数に応じて増減あり)
8:00～17:00	保育士25名以上(園児数に応じて配置)
17:00～18:00	保育士13名(園児数に応じて増減あり)
18:00～19:00	保育士3名

※ ローターションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

(1) 特別保育日

年末(12月29日、12月30日)は、特別保育日になります。

(2) 希望保育日

お盆期間(8月13日から8月16日)及び

新年度準備期間(3月29日から3月31日)は、希望保育日になります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の**保育料の他に、別途利用者負担**が必要となります。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の**保育料の他に、別途利用者負担**が必要となります。)

8 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 縦割り保育

3, 4, 5歳児を、縦割りのクラス編成にしています。兄弟姉妹が少なく、核家族化が進む現在、異年齢の子ども達同士が互いに育て合う環境の中で、子ども達の心が豊かに成長することを目標にしています。

(3) 体育教室

3, 4, 5歳児を対象に、月2回専門講師による体育指導を行います。

年齢別に体育全般の指導を通して、子ども達の運動機能と基礎体力を養います。

(4) 誕生日と誕生会

子ども達1人1人の誕生日当日に、お誕生日ワッペンをつけて園全体でお祝いします。

月々のお誕生会は、誕生月の子どもの保護者を招待し、親子で一緒に給食を食べて特別な一日を過ごします。

(5) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時10分頃	11時00分頃	15時00分頃	
1歳児	9時10分頃	11時00分頃	15時00分頃	
2歳児	9時10分頃	11時15分頃	15時00分頃	
3歳児		11時20分頃	15時15分頃	
4歳児		11時30分頃	15時15分頃	
5歳児		11時40分頃	15時15分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、医療機関で診察等を受け、アレルギー疾患生活管理指導表を作成してもらって必ず提出してください。

※ 当園の給食は、使用するすべての食品において、アレルギーである卵、牛乳を除去した食材で献立を作成した、“アレルギー対応食”を全園児に提供しています。

食物アレルギーがある子どもたちも、特別食ではない、同じメニューの給食を食べます。

(6) 一時保育

保育を提供する日は月曜日から金曜日で保育時間は9:00から17:00です。延長はありません。対象年齢は満1才以上で、1ヶ月14日以内の利用ができます。

0歳の利用者負担は、1日あたり2,700円(保育料2,500円+給食・おやつ費200円)です。

1歳以上の利用者負担は、1日あたり2,200円(保育料2,000円+給食・おやつ費200円)です。

9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- 本園は、市が行った利用調整により本園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、
2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得るものとする。
- 3 本園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
 - (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

- 本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。
- (1) 内科、小児科

医 療 機 関 の 名 称	医療法人 近藤こどもクリニック
医 院 長 名	近藤 修 (医師:入江田 美和子)
所 在 地	山口市幸町3-49-2
電 話 番 号	083-922-0510

- (2) 歯科

医 療 機 関 の 名 称	田中歯科
医 院 長 名	田中久雄
所 在 地	山口市黒川1075番地1
電 話 番 号	083-941-6480

12 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 井上 守 主任 山根 洋樹 ・ご利用時間 9:00~18:00 ・電話番号 083-928-6278 FAX 083-922-7037 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
	天舛 浩一	育慈会監事 (薬局経営者)
第三者委員	高橋 芳恵	育慈会評議員 (元山口県事務吏員)

※ 本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 虐待の防止のための措置

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、児童虐待防止マニュアルを活用し、児童虐待等の早期発見に努めています。子育てでお困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知器	有	・非常警報装置	有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難 ・ 消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回実施し、年2回は消防署に報告する通報訓練を実施する。			

16 利用者に対しての保険の種類 ・ 保険事故 ・ 保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	スポーツ振興センター・全国私立保育園連盟
保 険 の 内 容	災害共済給付金 ・ 賠償責任保険

17 カメラの設置について

本園では、園舎内外に事故防止や研修の為、カメラを設置しています。

18 個人情報の提供

小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関について、保育要録の送付や必要最小限の範囲内において子どもの保育状況を提供することがあります。

本園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園名： めばえ保育園
説明者職名： 園 長 井上 守

私は、本書面に基づいてめばえ保育所園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保 護 者 住 所 : _____
児 童 氏 名 : _____
保 護 者 氏 名 : _____
児 童 から 見 た 続 柄 : _____

緊急時の連絡先

かかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科 ： 主 治 医 ： 所 在 地 ： 電 話 番 号：
緊急連絡先 ①	住 所： 電 話 番 号： 氏 名： 続 柄：
緊急連絡先 ②	住 所： 電 話 番 号： 氏 名： 続 柄：